



## 別海町農業委員会議事録

(令和6年9月27日)

---

○開催日時 令和6年9月27日(金)  
午前10時00分から午前11時30分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

### ○議事日程

- |        |         |                                      |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1  | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）        |
| 日程第 2  | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）   |
| 日程第 3  | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について                   |
| 日程第 4  | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について      |
| 日程第 5  | 報告第 5 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 6  | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について            |
| 日程第 7  | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について        |
| 日程第 8  | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について          |
| 日程第 9  | 議案第 4 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について                  |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 現況証明願いについて                           |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 地域計画における目標地図素案の決定について                |

○出席委員（24名）

会長 27番 信夫重勝  
会長代理 26番 加藤真純

1番	羽石健一	2番	加藤祐介
3番	芳賀均	4番	阿部浩二
5番	石森裕治	7番	阿押田賢
8番	山田良雄	9番	木幡誠子
10番	佐々木實	11番	竹花智友
12番	猿谷忠義	13番	竹山友子
15番	藤田浩義	16番	石田昌春
17番	及川哲夫	19番	斉藤樹雄
20番	岸本正明	21番	伊藤吉夫
22番	豊島千秋	23番	伊目黒一英
24番	岡崎知暢	25番	大内敏光

○欠席委員（3名）

6番	石毛剛	14番	市川義晴
18番	小島敏		

○農業委員会事務局出席職員

事務局 事務局長	川畑智明
総務担当 主幹	成瀬広子
農地調整担当 主幹	大山晋作
農地調整担当 主任	川原浩貴
農地調整担当 主事	後藤良介

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

4番	阿部浩	5番	石森裕治
----	-----	----	------

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席 4 番 阿 部 浩

議席 5 番 石 森 裕 治

---

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告5件、議案6件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第16回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は24名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、6番石毛委員、14番市川委員、18番小島委員の3名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。4番阿部委員、5番石森委員、以上2名を指名しますのでよろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

---

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第1 報告第1号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第1号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第16条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で19件ございます。1号から6号については農地所有者から所有権移転に係るあっせんの申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いましたが、双方の合意が得られず不成立となったものであります。7号から11号については本年8月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため関係規定に基

づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだところ、この度、協議が整う運びとなったものです。12号から19号については農地売買等事業により北海道農業公社が買入れた土地について、一時貸付を行う内容です。旧所有者につきましては、12号から14号が■■■さん、15号が■■■さん、16号から18号が■■■さん、19号が■■■さんとなっております。今後の取り扱いについては1号から7号までが後の議案第2号、その他は後の議案第4号で提案し御審議いただく予定です。

それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、■■■  
■■■-■■■外■■■筆、計■■■ $m^2$ 。農地の所有者、■■■  
■■■番地の■■■、■■■。あっせん委員、芳賀委員外4名。あっせん結果、不成立。

次号から第11号までのあっせん候補者につきましては同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、あっせん対象地、■■■-■■■外■■■筆、計■■■ $m^2$ 。農地の所有者、■■■番地の■■■、■■■。あっせん委員、芳賀委員外5名。あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、■■■-■■■外■■■筆、計■■■ $m^2$ 。農地の所有者、■■■番地の■■■、■■■。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第4号、あっせん対象地、■■■-■■■外■■■筆、計■■■ $m^2$ 。農地の所有者、■■■番地の■■■、■■■。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第5号、あっせん対象地、■■■-■■■外■■■筆、計■■■ $m^2$ 。農地の所有者、■■■番地の■■■、■■■。あっせん委員、芳賀委員外4名。あっせん結果、不成立。

第6号、あっせん対象地、■■■-■■■、計■■■ $m^2$ 。農地の所有者、■■■番地の■■■、■■■。あっせん委員、芳賀委員外4名。あっせん結果、不成立。

第7号、あっせん対象地、■■■-■■■外■■■筆、計■■■ $m^2$ 。農地の所有者、■■■番地の■■■、■■■。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■  
■■■円。

次号から第11号までのあっせん委員については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第8号、あっせん対象地、■■■-■■■外■■■筆、計■■■ $m^2$ 。農地の所有者、■■■番地の■■■、■■■。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■  
■■■円。

第9号、あっせん対象地、別海■■■-■■■外■■■筆、計■■■

m<sup>2</sup>。農地の所有者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[redacted]円。

第10号、あっせん対象地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m<sup>2</sup>。農地の所有者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[redacted]円。

第11号、あっせん対象地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m<sup>2</sup>。農地の所有者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[redacted]円。

第12号、あっせん候補者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]、[redacted]。あっせん対象地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m<sup>2</sup>。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、羽石委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[redacted]円。

次号から第19号までの農地の所有者については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第13号、あっせん候補者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。あっせん対象地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[redacted]円。

第14号、あっせん候補者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]、[redacted]。あっせん対象地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[redacted]円。

第15号、あっせん候補者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]、[redacted]。あっせん対象地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m<sup>2</sup>。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[redacted]円。

第16号、あっせん候補者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]、[redacted]。あっせん対象地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m<sup>2</sup>。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[redacted]円。

第17号、あっせん候補者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。あっせん対象地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[redacted]円。

第18号、あっせん候補者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。あっせん対象地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m<sup>2</sup>。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[redacted]円。

第19号、あっせん候補者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。

あっせん対象地、■■■■■ー■■■外■■■筆、計■■■■■㎡。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。1号から6号につきまして、不成立案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、7号から19号までの成立案件につきまして調整に当たられた委員の説明を求めます。7号につきましては2番加藤委員、8号につきましては16番石田委員、9号につきましては7番押田委員、10号につきましては19番斉藤委員、11号につきましては8番山田委員、12号から14号につきましては24番岡崎委員、15号から18号につきましては7番押田委員、19号につきましては25番大内委員にお願いします。

なお、■■■号につきましては■■番■■■委員が関係する案件ですので議事参与制限とさせていただきます。

それでは、7号につきまして2番加藤委員お願いいたします。

○2番 加藤委員

はい、■■■■■さんの土地ですが、今回、売買するということで調整に当たりました。近隣農家と調整してあっせんが決まりましたので特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、8号につきまして16番石田委員お願いいたします。

○16番 石田委員

はい、説明いたします。■■■■■さんの農地を北海道農業公社の保有合理化事業で新規就農者である■■■■■さんに売買する予定です。5年後の買取を目指しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、9号につきまして7番押田委員お願いいたします。

○7番 押田委員

はい、説明いたします。■■■■■さんの経営規模縮小に伴う農地の売買案件です。買い手も■■■■■と決まっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、10号につきまして19番斉藤委員お願いいたします。

○19番 斉藤委員

はい、離農した■■■■■さんの土地を近隣2件の■■■■■さんと■■■■■さんに売買する案件です。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、11号につきまして8番山田委員お願いいたします。



○7番 押田委員

わかりました。

○議長（信夫会長）

そのほか、何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は6件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第4号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ]—[ ]外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。農地の所有者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[ ]円。

次号から第6号までのあっせん委員については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ]—[ ]外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。農地の所有者、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[ ]円。

第3号、あっせん候補者、[ ]番地の[ ]、[ ]。あ

っせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。農地の所有者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で [ ] 円。

第4号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ] [ ] [ ] [ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。農地の所有者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で [ ] 円。

第5号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ] [ ] [ ] [ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。農地の所有者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で [ ] 円。

第6号、あっせん候補者、[ ] 番地の [ ]、[ ]。あっせん対象地、[ ] - [ ] 外 [ ] 筆、計 [ ] m<sup>2</sup>。農地の所有者、[ ] [ ] 番地、[ ]。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で [ ] 円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

#### ○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここで、調整に当たられた委員の説明を求めます。1号及び2号につきましては2番加藤委員、3号につきましては16番石田委員、4号につきましては7番押田委員、5号につきましては19番斉藤委員、6号につきましては8番山田委員にお願いします。

それでは、1号及び2号につきましては2番加藤委員をお願いします。

#### ○2番 加藤委員

はい、[ ]さんの北海道農業公社の事業に乗れなかった土地のあっせんになります。よろしく願いいたします。

#### ○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきましては16番石田委員をお願いします。

#### ○16番 石田委員

はい、説明いたします。先ほどの[ ]さんの農地で、保有合理化事業に乗れなかった部分となっております。よろしく願いいたします。

#### ○議長（信夫会長）

続きまして、4号につきましては7番押田委員をお願いします。

#### ○7番 押田委員

はい、御説明いたします。[ ]さんの北海道農業公社の事業に乗れなかった部分です。よろしく願いいたします。

#### ○議長（信夫会長）

続きまして、5号につきましては19番斉藤委員をお願いします。

#### ○19番 斉藤委員

はい、[ ]さんの土地の保有合理化事業に乗れなかった土地のあっせんです。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号につきまして8番山田委員お願いします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。■■■■さんの土地で、先ほどの報告第1号で北海道農業公社の買入れとならなかった土地です。経営継承を受けた■■■■さんに一般売買するものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和6年7月31日開催の第14回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、第1号は北海道農業会議の意見聴取日であります8月23日、第2号については砂利採取法における砂利採取計画の認可日であります8月30日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

---

#### ◎日程第4 報告第4号

○議長(信夫会長)

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(大山主幹)

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和5年度に農地転用許可を行った案件につきまして令和6年9月13日に現地調査を行ったものです。報告内容につきましては申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、XXXXXXXXXX番地、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX。土地所有者、XXXXXXXXXX番地のXXXX、XXXX  
XXXX。砂計画高1万6,342<sup>m</sup>³に対し出来高9,312<sup>m</sup>³。事業完了年月日、令和6年8月29日。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして24番岡崎委員お願いいたします。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。9月13日に山田委員、石森委員、事務局と見てまいりました。整地されており特に問題ないと思いますのでよろしく願います。

○議長（信夫会長）

報告第4号の委員説明が終わりました。ここで、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第5号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は21件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長 (信夫会長)

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第6 議案第1号

○議長 (信夫会長)

日程第6 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局 (川原主任)

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は7件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。解約する土地、[ ]外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和2年5月26日から令和12年5月25日まで。合意解約成立の日、令和6年9月13日。土地の引渡しの時期、令和6年9月13日。

次号から第6号までの貸人、契約期間、次号から第7号までの利用権の種類、合意解約成立の日、土地の引渡しの時期については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。解約する土地、[ ]外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。

第3号、借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。解約する土地、[ ]外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。

第4号、借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。解約する土地、[ ]外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。

第5号、借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。解約する土地、[ ]外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。

第6号、借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。解約する土地、[ ]外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。

第7号、貸人、[ ]番地、[ ]。借人、[ ]  
[ ]番地の[ ]、[ ]。解約する土地、[ ]—[ ]外[ ]筆、計[ ]  
[ ]m<sup>2</sup>。契約期間、令和3年10月1日から令和8年9月30日まで。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり北海道知事の許可を要しないことに決定します。

---

◎日程第7 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法附則第3条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第2項の規定により当会は別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は6件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。第1号から第6号までは同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和6年9月13日。2農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図ったところ、農用地の価格について農用地所有

者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3 当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 2 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 2 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 2 号につきまして原案のとおり要請することに決定します。

---

◎日程第 8 議案第 3 号

○議長（信夫会長）

日程第 8 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。次の者から農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第 3 条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、申請人の住所氏名、貸人、XXXXXXXXXX 番地の XX、XXXXXX。借人、XXXXXXXXXX 番地の XX、XXXXXX。許可を受けようとする土地の表示、XXXXXXXXXX ー XX 外 XX 筆、計 XXXXXX m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である三女の夫に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、義父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和 6 年 1 0 月 3 1 日から 4 0 年間。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ]- [ ]外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和6年10月28日から40年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ]- [ ]外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長女に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和6年10月31日から40年間。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[ ]番地の[ ]、[ ]。借人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ]- [ ]外[ ]筆、計[ ]m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和6年10月31日から40年間。

第4号、申請人の住所氏名、譲渡人、[ ]番地の[ ]、[ ]。譲受人、[ ]番地の[ ]、[ ]。許可を受けようとする土地の表示、[ ]- [ ]、計[ ]m<sup>2</sup>。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は[ ]円で1ヘクタール当たり約[ ]円となっています。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

#### ○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては16番石田委員、2号につきましては5番石森委員、3号及び4号につきましては11番竹花委員、5号につきましては24番岡崎委員にお願いします。

それでは1号につきまして、16番石田委員お願いいたします。

#### ○16番 石田委員

はい、説明いたします。[ ]さんと[ ]さんで結んでいる使用貸借が切れることから再度40年間で更新するという案件です。よろしく願いいたします。

#### ○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして5番石森委員お願いします。

#### ○5番 石森委員

はい、御説明します。■■■■さんと■■■■で結んでいる使用貸借が切れることから、再度40年間で更新するという案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号及び4号につきまして11番竹花委員お願ひします。

○11番 竹花委員

はい、3号及び4号について一括で御説明します。2件とも現在結んでいる使用貸借が切れることから、再度40年間で更新するという案件です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号につきまして24番岡崎委員お願ひします。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。■■■■さんと■■■■の3条売買です。航空写真で判定をして特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思ひます。何か御質問ございませぬか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思ひます。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

---

## ◎日程第9 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第4号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願ひいたします。

○事務局（川原主任）

議案第4号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により決定を求める。

本案は所有権の移転が11件、利用権の設定が8件となっております。全

て報告第1号及び第2号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読させていただきたいと思えます。

なお、内容につきましては所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限、当事者間の法律関係のみを朗読させていただきます。

それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転の内容、所有権の移転時期、令和6年9月30日。対価、[REDACTED]円。対価の支払い期限、令和6年10月31日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第11号までの所有権の移転時期、当事者間の法律関係、次号から第5号までの対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第3号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第4号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第5号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第6号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。対価の支払い期限、令和6年11月30日。

次号から第11号までの対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第7号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第8号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第9号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第10号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第11号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

続いて利用権の設定です。

全て報告第1号と内容が重複いたしますので、設定する利用権から朗読させていただきます。

内容につきましては、始期、終期、借賃、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係のみ朗読させていただきます。

第1号、設定する利用権、始期、令和6年9月30日。終期、令和11年7月31日。借賃、年間[REDACTED]円。借賃の支払いの方法、毎年、12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第8号までの始期、終期、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、設定する利用権、借賃、年間[REDACTED]円。

第3号、設定する利用権、借賃、年間[REDACTED]円。

第4号、設定する利用権、借賃、年間[REDACTED]円。

第5号、設定する利用権、借賃、年間[REDACTED]円。

第6号、設定する利用権、借賃、年間[REDACTED]円。

第7号、設定する利用権、借賃、年間■■■■■■■■■■円。

第8号、設定する利用権、借賃、年間■■■■■■■■■■円。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。

所有権の移転の1号から5号につきましては報告第1号で説明済み、6号から11号につきましても報告第2号で説明済み、また、利用権の設定の1号から8号につきましても報告第1号で説明済みですので事務局説明のみとさせていただきます。

なお、利用権の設定の5号につきましては、■■番■■■■委員に関する案件ですので、■■番■■■■委員を農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（■■番 ■■■■委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、議案第4号の利用権の設定の5号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第4号の利用権の設定の5号につきまして原案どおり決定します。

ここで、■■番■■■■委員に対する議事参与制限を解除します。

（■■番 ■■■■委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第4号の議事参与制限以外の案件につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第4号の議事参与制限以外の案件につきまして原案どおり決定します。

---

◎日程第10 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。  
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第5号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。  
今月は2件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、■■■■■—■■■■■外■■■筆、面積計■■■■■㎡。利用状況、雑種地。所有者、■■■■■番地の■■、■■■■■。

第2号、所在、■■■■■—■■■■■外■■■筆、面積計■■■■■㎡。利用状況、宅地。所有者、■■■■■番地の■■、■■■■■。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては24番岡崎委員、2号につきましては8番山田委員をお願いいたします。

それでは、1号につきましては24番岡崎委員をお願いいたします。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。■■■■■さんが乾乳舎を建てたいということで申請がありました。現地を確認し非農地として見てまいりましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきましては8番山田委員お願いします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。9月13日に現地を確認してまいりました。■■■■■さんは一昨年にパーラー室と処理室を火事により焼失しています。■■■■■の空いている牧場に移動して搾乳をしていました。近所に半年後に離農予定の方がいましたので、時期を早めてもらいその牛舎で牛を飼養しています。現在、パーラー室と処理室の改修工事が行われておりますが、その土地の公簿地目が牧場となっていましたので、宅地にするものです。よろしくをお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

(10時55分から11時10分まで休憩)

---

◎日程第11 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第6号「地域計画における目標地図素案の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、地域計画における目標地図素案の決定について。農業経営基盤強化促進法第19条の規定により定める地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき目標地図素案を作成したので、決定を求める。

前回の総会後の連絡事項でも事前に御説明していましたが、令和5年4月1日付農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、町で作成している人・農地プランが法定化され、令和7年3月末までに町は地域計画を策定することとなっています。また、これを受けて農業経営基盤強化促進法第20条第1項において、市町村は地域計画を定めようとするときには農業委員会に対し地域計画の地図の素案を作成し市町村に提出を求めるものとする定められており、この規定に基づき現在、町から素案の提出を求められているところです。つきましては、同条第2項の規定に基づき目標地図の素案を作成したので、その内容について本総会において決定をいただきたく、お諮りするものです。

まず、前提として目標地図とは地域計画に含まれるもので、10年後に目指す農地利用の姿を1筆ごとに色付けすることにより明確化した図面となります。また、農業経営基盤強化促進法の基本要綱などにより農地集積率70%、遊休農地率1%以下を目安として、現状の地図を目標地図と見なすことができることとされていることから、本素案については現状地図をもとに作成を行っております。議案53ページ以降に地図の素案を載せておりますが小さくて確認できないと思いますので、別紙議案資料にA3判で印刷したものをお配りしておりますので、こちらで確認いただきたいと思います。

目標地図につきましては、人・農地プランの地区割と同じ別海地区、中西別地区、上風連地区、中春別地区、美原地区、豊原地区、西春別地区、上春別地区、大成地区、本別地区の10地区に分けて作成しております。素案については農地台帳のシステムからデータを抽出して作成していることから、現状、離農されている方やお亡くなりになっている方の名前もあるかと思いますが、あくまで農地について現状の耕作者別に色付けしているもので、町へ地図の素案提出後は公表の際には目標地図上も含めて氏名等については公表されない予定となっておりますので申し添えます。先月、参考にお配りしていました地図から色が塗られていない土地について確認、精査を行っており、精査の結果、現況が宅地となっているものや防衛省などが所有している国有地、道有地、保安林、山林等については色付けしておりませんので、色が塗られていない部分については、そのような土地であると認識していただければと思います。例えば、議案では53ページ、大きい地図では一番上の別海地区の地図をご覧いただきたいと思いますが、地図の中心の少し左上が市街地で宅地や道路などがほとんどですので、色は塗られてませんが、その市街地から右側の広い塗られていない部分もあります。こちらは主に保安林となっておりますので、色は塗られていないものとなっております。

次に議案では56ページ、大きい地図では4枚目の中春別地区の地図をご覧いただきたいと思います。こちらの地図でも右上に尾岱沼市街地手前にも広く塗られていない範囲があります。こちらについても保安林などの非農地の区域となっておりますので、色は塗られていません。また、中西別地区、上風連地区、西春別地区においても演習場周辺に防衛省の土地が多いことから、塗られていない範囲が多くなっています。このような形で農業委員会サポートシステムを活用し、農地台帳の情報を参照して作成を行いました。

目標地図の素案の作成については農業者への意向調査が必須であったことから、各農協の協力のうえ、昨年末から今年の春ごろにかけてアンケート方式で既に実施をしたところです。参考に意向調査の回答状況について、地図の素案と併せてA4用紙1枚をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。実施時期については、令和5年12月から令和6年5月に、各農協に依頼しアンケート用紙を配付し実施しております。調査対象数は647人、回答数は180人で回答率としては27.8%となっております。10年後の経営に関する意向調査の回答結果としましては、中段からまとめておりますが、①規模拡大が21.7%、②現状維持が60.0%、③規模縮小が13.3%、④経営移譲が4.4%、⑤その他が0.6%という回答結果となっております。先ほども申し上げたとおり目標地図の素案については現状地図をもとに作成しておりますので、今回の経営の意向調査については地図上では反映しておりませんが、調査結果は他のアンケート項目についても集計を行っておりますので、農政課への情報提供などを行い、地域計画の策定などへの活用を検討しています。

今後の流れとしましては、本総会で決定をいただいた後、本素案を町農政

課へ提出いたします。素案について軽微な修正、訂正はあるかと思いますが、農政課と調整後、農政課において目標地図を含む地域計画の作成を進め、関係機関等への意見聴取、計画案の縦覧等を経て、3月末までに地域計画を策定することとなります。また、来年度以降、地域計画の策定状況と補助事業の採択について紐付けがされることが想定されています。なお、地域計画については、毎年更新がされる流れとなっていることから、計画の更新に併せて目標地図の更新も行うこととなります。

今年度の地域計画の策定に関して行われる町から農業委員会への意見聴取については、提出した素案どおりの目標地図であれば、形式的な確認であることから専決処理を行うことも検討しています。

来年度以降の地図の作成に係る事務処理については、専決規程の改正の検討も進めていることから、今後その点も含めて検討を進めていきたいと考えています。

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第6号の事務局説明が終わりました。

この案件につきましては、目標地図素案の決定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第6号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり決定し、町に目標地図の素案を提出します。

---

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。

これをもちまして、第16回総会を閉会します。